

平成29年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第24454号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成29年9月25日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録及び代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 別紙請求額・認容額一覧表の原告番号ごとに、同表「裁判所の判断」、
「被告」欄記載の被告らは、「原告」欄記載の各原告に対し、連帯して、
「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する「遅延損害金起算日」欄記載
の各日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告■■■■■(同表原告番号23)の被告■■■■■に対する請求及び原
告■■■■■(同番号52)の被告■■■■■に対する請求をい
ずれも棄却する。
- 3 原告■■■■■(同番号2)、原告■■■■■(同番号41)、原告■■■■■
(同番号46)、原告■■■■■(同番号68)、原告■■■■■(同番号6
9)及び原告■■■■■(同番号81)を除く原告らのその余の請求をいず
れも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告■■■■■(同番号2)、原告■■■■■(同番号41)、
原告■■■■■(同番号46)、原告■■■■■(同番号68)、原告■■■■■
■■■■■(同番号69)及び原告■■■■■(同番号81)に生じた費用を、被告
DYK consulting株式会社、被告■■■■■、被告A&K株式
会社、被告■■■■■、被告■■■■■及び被告■■■■■の負担とし、その余
の原告らに生じた費用と被告らに生じた費用を6分し、その1を原告らの
負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

別紙請求額・認容額一覧表の原告番号ごとに、同表「原告の請求」、「被告」欄記載の被告らは、「原告」欄記載の各原告に対し、連帯して、「請求額」欄記載の各金員及びこれに対する「遅延損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、①原告らが、被告DYK consulting株式会社（以下「被告DYK」という。）の企画したファンド等について、被告らがその運用方法について虚偽の事実を告げ、高利率の配当、元本の償還を殊更強調するなどして出資を勧誘し、原告らに出資をさせたと主張して、被告DYK及び被告A&K株式会社（以下「被告A&K」という。）に対しては不法行為又は会社法350条に基づき、被告■■■■及び被告■■■■に対しては不法行為又は同法429条1項に基づき、その余の被告らに対しては共同不法行為に基づき、別紙請求額・認容額一覧表「請求額」欄（原告番号25及び52については各枝番1）記載の各損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、②原告■■■■（原告番号25）及び原告■■■■（同番号52）が、被告A&K発行の社債について、被告■■■■が高利率の配当及び元本償還の意思も能力もなかったにもかかわらず、高利率の配当金を支払う、元本も償還するなど虚偽を述べて、被告A&Kの社債を購入させたと主張して、被告■■■■に対しては不法行為又は会社法429条1項に基づき、被告A&Kに対しては同法350条に基づき、別紙請求額・認容額一覧表「請求額」欄の原告番号25及び52の各枝番2記載の各損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがなく、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 被告DYK及び被告■■■■

ア 被告DYKは、資産管理及び資産運用に関する企画、調査、立案及びそれらのコンサルタント業務等を目的とする株式会社であり、被告■■■■がその代表取締役を務めている。

イ 本件ファンド

被告DYKは、平成24年4月1日以降、「D2ファンド匿名組合」及び「DYKバランスファンド匿名組合(愛称:めぐみ)」(以下、それぞれ「D2ファンド」及び「DYKバランスファンド」といい、これらを合わせて「本件ファンド」という。)を募集した。

D2ファンドは、1口100万円の出資金額に3%(消費税別)の申込手数料を加算した金員を送金すると、出資金額に対して月2.5%を上限とした配当金(最大で年利30%)を受けられるというものである。

DYKバランスファンドは、1口1.0万円から10.0万円の出資金額に3%(消費税別)の申込手数料を加算した金員を送金すると、出資金額に対して月1.25%ないし2.5%を上限とした配当金(最大で年利30%)を受けられるというものである。(甲全4の1ないし11)

ウ 運用業務委託契約

被告DYKは、本件ファンドの募集のほか、投資者との間で個別に運用業務委託契約あるいは投資・運用業務委託コンサルティング契約(以下「運用業務委託契約」という。)を締結し、資金の預託を受けた(以下、本件ファンド及び運用業務委託契約に基づく資金運用を「本件ファンド等」という。)(甲全5, 6)

(2) 被告A&K及び被告■■■■

ア 被告A&Kは、各種セミナーの企画、立案、運営業務等を目的とする株式会社であり、被告■■■■がその代表取締役を務めている。

被告A&Kは、平成21年頃から、資産運用に関するセミナー「Mon

ア 原告ら（原告■■■■（原告番号76）を除く。）は、別紙出入金一覧表の各自の「出入金の名目」欄記載の本件ファンドに出資し、また、原告■■■■（原告番号15）、原告■■■■（同番号30）及び原告■■■■（同番号76）は、被告DYKとの間で、同表の各自の「出入金の名目」欄記載の運用業務委託契約を締結し、被告DYKに対し、出資金又は委託金及び申込等手数料（以下「出資金等」という。）として、これらに対応する「年月日」欄記載の日に「支払額（出金額）」欄記載の各金員を支払った（以下、上記出資又は委託を単に「出資」という。）。

イ 原告らは、被告DYKから、上記出資に対する配当金、償還金等として、別紙出入金一覧表の各自の「出入金の名目」欄の「配当金」、「償還金」又は「返還金」に対応する「年月日」欄記載の日に「受領・返金額（入金額）」欄記載の各金員を受領した。

また、原告■■■■（原告番号24）、原告■■■■（同番号59）、原告■■■■（同番号71）、原告■■■■（同番号72）は、被告A&Kから、本件ファンドの勧誘に関するコミッション料として、同表の各自の「出入金の名目」欄の「コミッションフィー」に対応する「年月日」欄記載の日に「受領・返金額（入金額）」欄記載の各金員を受領した（以下、原告らが受領した配当金、償還金、コミッション料を合わせて「配当金等」という。）。

(5) 本件社債の購入

ア 原告■■■■（原告番号25）及び原告■■■■（同番号52）は、別紙出入金一覧表の各自の「出入金の名目」欄記載の本件社債を購入し、被告A&Kに対し、これらに対応する「年月日」欄記載の日に「支払額（出金額）」欄記載の各金員を支払った。

イ 上記原告兩名は、被告A&Kから、本件社債に対する配当金として、別

紙出入金一覧表の各自の「支払先、入金元」欄に「エーアンドケー」と記載されたものに対応する「年月日」欄記載の日に「受領・返金額（入金額）」欄記載の各金員を受領した。

(6) 被告DYKは、平成26年2月ないし3月、本件ファンドの出資者への配当を停止した。

また、被告A&Kは、同年5月、本件社債に対する配当を停止した。

(7) 被告らに対する訴状送達の日は、被告DYKが平成26年10月6日、被告■■■■が同月27日、被告A&Kが同月3日、被告■■■■が同年9月27日、被告■■■■が同年10月16日、被告■■■■及び被告■■■■が同年9月28日、被告■■■■が平成27年9月19日である。

(8) 被告■■■■は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

2 争点

- (1) 被告DYK及び被告■■■■の不法行為責任等
- (2) 被告A&K及び被告■■■■の不法行為責任等
- (3) 被告■■■■、被告■■■■、被告■■■■及び被告■■■■の不法行為責任
- (4) 原告らに生じた損害の額及び過失相殺

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 被告DYK及び被告■■■■の不法行為責任等

(原告らの主張)

ア 本件ファンド等の出資勧誘の違法性

被告DYK及び被告■■■■は、本件ファンドにつき、4つの投資先に分散投資を行う安全な投資である旨喧伝し、パンフレットにもその旨記載していたが、実際には、運用など行われておらず、株式会社VIM（以下「VIM」という。）に資金が預託（隠匿）されていた。また、本件ファンドは、出資者に対し、月1.25%ないし2.5%（最大で年30%）もの

高率の配当金を支払うことを内容とするものであり、このような高率の配当金を上回る運用益を恒常的に出し続けることは、経済常識に照らして不可能であり、破綻必至のものであった。

さらに、被告DYK及び被告■■■■は、一部の原告ら（原告■■■■（原告番号15）、原告■■■■（同番号30）及び原告■■■■（同番号76））に対し、本件ファンドに出資するには運用業務委託契約を結んでもらうことが必要である、20%の利回りを出すなどとして、出資金の全額を超える金額が償還されるかのように申し向けて、運用業務委託契約名下に金銭を交付させた。

イ 被告■■■■の責任

被告■■■■は、本件ファンド等において分散投資が行われているか否かという重要な事項について虚偽の事実を告げて、被告A&Kその他の被告らと共に詐欺的な出資勧誘を行っていたのであるから、故意による不法行為責任を負うことは明らかである。また、被告■■■■は、VIMにおいて適正な資金運用が行われていたかどうかの調査・確認・検討を怠っていたのであるから、少なくとも過失が認められる。したがって、被告■■■■は、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

さらに、被告■■■■は、被告DYKの代表取締役として少なくとも重大な過失による任務懈怠があるから、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

ウ 被告DYKの責任

被告DYKは、組織として本件ファンド等の出資勧誘を行った者であり、不法行為責任を負うとともに、被告■■■■が被告DYKの代表取締役として職務を行うにつき原告らに損害を加えたのであるから、会社法350条に基づく損害賠償責任を負う。

（被告DYK及び被告■■■■の主張）

ア 被告DYKは、原告らを含む出資者より出資された金銭を、VIMのトレーダーである■■■■（以下「■■■」という。）が行うFX取引に投資して運用し、VIMからは実際に約定どおりの期日に約定どおりの配当金を受領していた（合計11億9000万円を出資し、4億1121万2000円の配当を受けていた。）。そして、被告■■■は、■■■から、少なくとも配当が出せる程度の運用が行われていることの報告を受けており、約定どおりの運用が行われていると疑いなく信じていた。

確かに、被告DYKは、結果的には分散投資を行わずに、本件ファンドは破綻を来しているが、被告DYK及び被告■■■は、本件ファンドが組成された当初は短期的に利益を上げ、出資金や出資者が増えた段階でそれに応じた分散投資を行う準備を行っていた。VIMによる運用が突如として破綻してしまったため、かかる分散投資を行うことができなくなったにすぎない。

イ したがって、被告DYK及び被告■■■は、原告らより金銭をだまし取ろうとする意図は全くなく、不法行為責任及び会社法上の責任を何ら負うものではない。

(2) 被告A&K及び被告■■■の不法行為責任等

(原告らの主張)

ア 本件ファンド等の出資勧誘

(ア) 被告■■■の責任

本件ファンド等の出資勧誘の違法性は、上記(1)アのとおりであり、被告■■■は、本件ファンド等において分散投資が行われていなかったことを認識しながら、これについて虚偽の事実を告げて詐欺的な出資勧誘を行ったものであるから、故意による不法行為責任を負う。仮に、被告■■■が上記認識を有していなかったとしても、被告■■■は、本件ファンド等が分散投資によりリスクを抑えつつ月2%ないし2.5%もの高利率

の配当金の支払を実現できるのか、調査・検討・確認すべき義務を負っていたものであり、そうであるにもかかわらずこれを怠ったものであるから、過失があったことは明らかである。したがって、被告■は、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

また、被告■は、被告A&Kの代表取締役としての業務執行について少なくとも重大な過失による任務懈怠があるから、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(イ) 被告A&Kの責任

被告A&Kは、組織として本件ファンド等の出資勧誘を行った者であり、不法行為に基づく損害賠償責任を負うとともに、被告■が被告A&Kの代表取締役として職務を行うにつき原告らに損害を加えたのであるから、会社法350条に基づく損害賠償責任を負う。また、使用者責任（民法715条1項）に基づく損害賠償責任を負う。

イ 本件社債の購入勧誘

(ア) 被告■の責任

被告■は、真実は年利5%もの配当金を確実に支払い、元本も保証する意思も能力もなかったにもかかわらず、これができるかのように装い、原告■（原告番号25）及び原告■（同番号52）に対し、年利5%の配当金を支払う旨記載された本件社債の説明文書を交付し、「社債であれば、半年に1回出資金の年5%の配当金を確実にもらえますよ。元本も償還します。」と告げるなどして、本件社債の購入資金名目で金員を出捐させたのであり、かかる行為は、社会的相当性を逸脱する詐欺的な行為であり、違法である。

したがって、被告■は、不法行為に基づき、原告■及び■に対し、同原告らが本件社債の購入資金名目で出捐した金員について、損害賠償責任を負う。

また、被告■■■■は、被告A&Kの代表取締役としての業務執行について少なくとも重大な過失による任務懈怠があるから、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(イ) 被告A&Kの責任

被告A&Kは、被告■■■■が被告A&Kの代表取締役として職務を行うにつき上記原告らに損害を加えたのであるから、会社法350条に基づく損害賠償責任を負う。

(被告A&K及び被告■■■■の主張)

ア 本件ファンド等の出資勧誘について

(ア) 被告A&Kが本件ファンド等の出資勧誘時に説明していた内容と、本件ファンド等の実際の運用は異なっていたが、被告■■■■は、虚偽の運用がされていることの認識がなく、過失もなかった。

すなわち、被告■■■■は、被告A&Kのセミナーにおいて、投資詐欺に言及し、注意喚起をしていたこと、本件ファンド等の運用に関わることはなく、その運用状況については被告DYKから報告を受ける立場でしかなかったことからすれば、説明事項が虚偽であるとの認識を有していなかったことは明らかである。被告■■■■は、毎月の運用報告レポート、口頭での報告、コミッション明細表、実際の配当による間接的な情報等を確認していたのであり、被告DYKから提供されるもの以上の情報の入手は不可能であったのであるから、注意義務は果たしていたといえる。

(イ) したがって、被告■■■■及び被告A&Kは、本件ファンド等の出資勧誘につき、民法上、会社法上の責任を負わない。

イ 本件社債の購入勧誘について

争う。

(3) 被告■■■■、被告■■■■、被告■■■■及び被告■■■■の不法行為責任

(原告らの主張)

ア 被告らは、フロント交流会を開催してMITへの参加を勧誘し、MITにおいて本件ファンド等に出資するよう出席者を誘導することにより、連携して組織的に本件ファンド等への出資勧誘を行っていた。その中で、被告■■■■、被告■■■■、被告■■■■及び被告■■■■は、フロント交流会を主催するなどしてMITに顧客を誘導したり、MITへの集客・運営及びその補助を行ったりすることにより、本件ファンド等への出資勧誘を容易にし、これを幫助したものである。

イ 上記被告らは、フロント交流会及びMITの企画・運営、集客、補助等をしたただけであるとしても、本件ファンド等が高利をうたいつつ元本欠損のリスクを軽減するなどというものであったこと、被告ら自身も勧誘した者の出資金額に応じた手数料を受け取ることになっていたこと等からすれば、本件ファンド等の危険性について十分に認識し得る立場にあった。したがって、被告■■■■と同様に、本件ファンド等の安全性や出資する資金保全の確実性に関する裏付けとなる合理的根拠を調査・確認・検討すべき注意義務を負っていたというべきである。

上記被告らは、上記注意義務を怠り、本件ファンド等への出資勧誘を幫助したものであり、原告らが被った後記損害について、共同不法行為責任を負う。

ウ 原告らのうち被告■■■■、被告■■■■、被告■■■■又は被告■■■■に対して本件請求をしている者は、同被告らから、直接又は間接に、フロント交流会への勧誘、MITへの勧誘、本件ファンド等への出資勧誘などを受け、本件ファンド等に出資した。上記各被告らによる勧誘等の時期及び内容は、別紙関与一覧表に「○」、「△」、「×」等を表示した項に記載のとおりである。

(被告■■■■、被告■■■■及び被告■■■■の主張)

ア 被告■■■■は平成24年4月頃から、被告■■■■は同年6月頃から、被告■■■■

■は平成25年2月頃から、それぞれ被告■にMITへの集客を依頼され、勧誘活動を行うようになった。なお、被告■は当初から、被告■は同年10月以降から、本件ファンドの契約締結業務も行っていった。

しかし、フロント交流会は、異業種間の交流を主目的としたもの、MIT等の勉強会、セミナーは、お金に関する勉強会を主目的としたものであり、専ら本件ファンドへの成約を目的としたものではない。したがって、フロント交流会の参加者や知人に声をかけるなどしてMIT等の勉強会への参加を勧誘した者にすぎない被告■、被告■及び被告■は、共同不法行為における客観的関連共同性を欠く。

イ また、上記被告らは、被告■（上記(2)（被告A&K及び被告■の主張）ア(ア)）と同様に、本件ファンド等が虚偽の運用がされていることの認識がなく、過失もなかった。

上記被告らは、自ら本件ファンドに出資しており、被告■は合計約600万円を、被告■は合計約515万円のほか、その母において約100万円、弟において約100万円を、被告■は合計約500万円のほか、その母において約100万円を、それぞれ出資しており、受領したコミッション料を考慮してもほとんどが赤字となっている。このことは、上記被告らが本件ファンド等の説明事項が虚偽であることを認識していなかったことを示すものである。

ウ 仮に、各セミナー等の開催、勧誘行為が本件ファンドに関する直接の勧誘、契約締結行為と関連性を有するものであったとしても、それは、各顧客との関係にとどまるものであるところ、原告らの主張する勧誘行為のうち、別紙関与一覧表に「○」と表示のあるものについては認め、「△」と表示のあるものについては不知、「×」と表示のあるものについては否認する。

上記被告らが上記勧誘活動を行うようになった時期は、上記アのとおり

であるから、被告■■■■は平成25年2月より前の出資勧誘、被告■■■■は平成24年6月より前の出資勧誘については、責任を負わない。

(4) 原告らに生じた損害の額及び過失相殺

(原告らの主張)

被告らの直接ないし間接の出資勧誘により原告らは、それぞれ別紙出入金一覧表「支払額(出金額)」欄記載の金員を拠出し、同欄の「合計」欄記載の額の損害が生じた。また、被告らの上記出資勧誘と相当因果関係のある弁護士費用として、その1割に相当する額の損害が生じた。

なお、原告らは、被告DYKから配当金等の名目で金銭を受領しているが、これは被告らにおいて詐欺の手段として配当金等名下に支払われたものであるから、損益相殺等の対象として控除することは民法708条の趣旨に反するものとして許されない(最高裁平成19年(受)第1146号同20年6月24日第三小法廷判決・裁判集民事228号385頁)。

したがって、原告らは、それぞれ別紙請求額・認容額一覧表「原告の請求」、「被告」欄記載の被告らに対し、一部の原告については分離前の被告■■■■から受領した和解金(同表「和解金充当額」欄記載)を上記の損害額に充当した上で、「請求額」欄記載の金額の損害賠償を求める。

(被告DYK及び被告■■■■の主張)

争う。

(被告A&K、被告■■■■、被告■■■■、被告■■■■及び被告■■■■(以下「被告A&Kら」という。)の主張)

知らないし争う。

原告らは、金融商品について一定程度の知識、興味、関心を有していた者であり、原告らが主張するように本件ファンド等が金融商品まがいのもので破綻必至のものであるとすれば、原告らには、損害の発生について予見可能性があったというべきであり、過失がある。したがって、仮に上記被告らに

何らかの責任が生じるとしても、その損害賠償額を考えるに当たっては、原告らの過失を相当程度斟酌すべきである。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (被告DYK及び被告■■■■の不法行為責任等) について

(1) 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被告■■■■は、平成23年に被告DYKの代表取締役役に就任し、平成24年4月1日以降、被告DYKにおいて本件ファンドの募集を開始し、被告A&Kを販売代理店として、パンフレット等を利用して出資者を募った。

原告らに配布されたパンフレットには、D2ファンドは、①1口100万円の預託金に、出資金額の3.15%の申込手数料を加算した申込金を預託すると、配当目標として、毎月出資金額の2.5%を上限とした配当金を受けられる(年利で最大30%になる。)、②商品、株式、不動産、債券の4つのポートフォリオに分散して投資することで、景気循環に左右される資産の一方的な価格変動リスクを下げ、安定的な運用ができるものと紹介されていた。また、DYKバランスファンドは、①1口10万円から100万円の預託金に、出資金額の3%の申込手数料を加算した申込金を預託すると、配当目標として、毎月出資金額の1.25%から2.5%を上限とした配当金を受けられる(年利で最大30%になる。)②為替、株式、事業投資、債券の4つのポートフォリオに分散して投資することで、景気循環に左右される資産の一方的な価格変動リスクを下げ、安定的な運用ができるものと紹介されていた。(前提事実(1)、甲全2の1、3の1)

イ 被告■■■■は、平成24年4月24日頃以降、株式会社三井住友銀行日比谷支店の被告DYK名義の預金口座(以下「本件口座」という。)に、本件ファンドへの出資金等の送金を受け、同月27日、本件口座に送金された金額のほぼ全額である2500万円を引き出し、翌28日、同金員をVIMに交付した。

た。そして、被告DYKは、同契約に基づくものとして、同年5月から平成26年1月まで毎月末締めで、事業出資契約に基づく出資金の月3.5%に相当する金額の業務委託手数料、総額2億2408万2000円の請求書を作成した。

また、上記両名は、平成24年4月25日から平成26年2月25日まで毎月25日付けで事業出資契約書を作成し、被告DYKが「VIMの経営する情報処理システムソリューションのクラウド化拡大事業に対する出資」を行い、VIMが被告DYKに対して上記出資に対する月2.5%の配当金を毎月支払うことを約した。その出資金の総額は、11億9000万円であり、上記配当金と上記業務委託手数料を合わせた月6%の金額を算出すると、平成26年2月までに発生する金額は、4億1121万2000円となる。(乙A2の1ないし23, 3, 7の1ないし21, 8, 被告DYK代表者兼被告■■■本人(以下「被告■■■本人」という。))

オ 被告■■■は、上記の間に、自らD2ファンドの運用報告書を作成し、インターネットのホームページ上にアップロードしており、同報告書において、D2ファンドの運用状況につき、株式投資に関しては「IPO(新規上場株)を中心に資金投下」、商品先物投資に関しては「主に外国為替証拠金取引」、債券投資に関しては「国内の上場企業のみでの債券購入が主」、不動産投資に関しては「不動産所有者への資金付けが主」などと説明し、運用開始来の運用組入比率を表やグラフにし、株式約19%、商品先物約28%、不動産約8%、債券約38%などと説明していた。

しかし、被告DYKは、本件ファンド等への出資金等をVIMに交付する以外には、運用していなかった。(乙B24の1ないし6, 被告■■■本人)

カ 被告DYKは、本件ファンドにつき、平成26年2月又は3月の配当金の入金を最後に、原告らに対する配当金の入金を停止した。

被告DYKは、同年3月26日付け「通知書」と題する書面で、VIM
に対し、VIMが分散事業運用するという約束に反して出資金を運用し、
虚偽の報告をしていたとして、契約違反を理由に、出資金総額11億90
00万円から、受領済みの7億4852万円を差し引いた4億4148万
5 円の返還を求めた。これに対し、VIMは、同年4月4日付け「お詫びの
回答書」と題する書面で、被告DYKに対し、運用資金が減少していたこ
とを秘していたことを認め、協議の上で出資金の残額の返済に応ずる旨回
答した。

VIMは、同月10日、被告DYKの本件口座に、72万5021円を
10 送金した。なお、VIMから被告DYKに対する本件口座への送金は、上
記金員以外にはない。(前提事実(6)、乙A4ないし6)

(2)ア 被告■■■■の責任

(ア) 本件ファンド

上記認定事実によれば、被告■■■■は、本件ファンドの募集に当たり、
15 本件ファンドを4つの投資先に分散して投資することで価格変動のリス
クを低減し、毎月2.5% (年30%)の配当が可能である旨説明しな
がら、実際には、分散投資を行っていなかった上、そもそも上記事実関
係の下で、月2.5% (年30%)の配当が恒常的に可能となる事情は
何ら見当たらない。このことからすれば、被告■■■■は、破綻することが
20 明らかな本件ファンドを、分散投資を行うなどと虚偽の事実を述べ、高
利率の配当が可能であるかのように装って募集したものと認められる。

したがって、被告■■■■は、故意によって違法なファンドの募集を行っ
た者として、不法行為に基づき、その募集に応じた者に生じた損害を賠
償すべき責任を負うものというべきである。

(イ) 運用業務委託契約

25 また、上記認定事実によれば、被告■■■■は、個別に運用業務委託契約

を締結した者に対しても、高利率の配当が確実であるかのように装い、出資金等の送金を受け、破綻することが明らかな本件ファンドと区別することなく資金を移動させていたことが認められるから、故意によって違法な出資勧誘を行った者として、不法行為に基づき、その出資者に生じた損害を賠償すべき責任を負うものと認められる。

イ 被告DYKの責任

被告■■■■は、被告DYKの代表取締役であり、同社の職務を行うにつき、上記アの不法行為を行い、勧誘に応じた者らに損害を与えたと認められるから、被告DYKは、会社法350条に基づき、その損害を賠償すべき責任を負う。

- (3) これに対し、被告DYK及び被告■■■■は、原告らより出資された金銭をVIMのトレーダーである■■■■が行うFX取引に投資して運用し、VIMから約定どおりの期日に約定どおりの配当金を受領していたこと、■■■■から少なくとも配当が出せる程度の運用が行われていることの報告を受けていたことから、被告■■■■において、約定どおりの運用が行われていると疑いなく信じていたとして、原告らから出資金をだまし取る意図はなかったと主張し、被告■■■■が代表者兼本人尋問において、同主張に沿う供述をする。

しかしながら、上記認定事実によれば、被告DYKがVIMに対して出資したという金額、VIMから受領したという配当金及び業務委託手数料について、被告DYKの預金口座には必ずしもその主張に沿う送金履歴がないこと、加えて、平成26年3月26日付けで被告DYKがVIMに対して送付した文書には、本件訴訟において被告DYKがVIMから受領したという金額（出資金額の月6%である4億1121万2000円）より多額の金額を受領した旨の記載があること等に照らすと、被告DYKとVIMとの間の資金移動に関する被告■■■■の供述は、これを信用することができないというべきである。

また、被告■は、実際に分散投資を行う準備を進めていたなどとも供述するが、運用報告書における説明内容をも、全く分散投資を行っていないにもかかわらず、具体的な数値を挙げて4つの投資先に分散投資を行っている旨、意図的に虚偽の説明をしていることは明らかであり、被告■の故意を否定する理由はない。

(4) したがって、被告■は不法行為に基づき、被告DYKは会社法350条に基づき、各自、本件ファンド等への出資者に生じた損害を賠償すべき責任を負う。

2 争点(2) (被告A&K及び被告■の不法行為責任等) について

(1) 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被告■は、10年ほど前にアルバイト先の居酒屋で働いていた被告■と知り合った後、平成21年頃から資産運用に関するセミナー(MIT)を開催するようになり、平成23年には被告A&Kを設立してその開催を継続し、被告■がMITの運営を手伝うなどの交流があった。(乙B27, 被告■本人, 被告A&K代表者兼被告■本人(以下「被告■本人」という。))

イ 被告■は、本件ファンドの募集が開始された平成24年4月1日以前に、被告■から本件ファンドを企画していることを聞き、MITの参加者に本件ファンドを勧めることとし、本件ファンドの募集が開始された頃、被告■との間で、口頭により、被告A&Kが被告DYKの代理店となつて本件ファンドの販売を行い、コミッション料の支払を受けることを約した。

そして、被告■は、同日以降、被告■の協力を得るなどして、MITの参加者に本件ファンド等への出資勧誘を行い、被告DYKの従業員の名刺を作成して本件ファンドに係る匿名契約や運用業務委託契約の締結業務を代行し、同年5月以降、毎月20日限り、成約した出資金等の額に応

じたコミッション料の支払を受けた。上記コミッション料は、成約時の申込手数料として、顧客が支払う申込手数料（出資金の3%（消費税別））の3分の2、すなわち出資金の2%（消費税別。なお、平成25年3月以降は消費税込みで出資金の2%）、顧客管理手数料として、毎月出資金の2%と約されていた（なお、被告■■■と被告■■■は、平成25年8月1日、D2ファンドに係る代理店契約書を作成したが、上記手数料のパーセンテージについては明記されていない。）。（甲全11の3の2，甲個24の6，乙A6，乙B19，20の1・2，21の1ないし4，22の1ないし34，27，被告■■■本人，被告■■■本人）

ウ 被告■■■は、本件ファンドの勧誘を始めるに当たり、被告■■■から、顧客に渡すためのパンフレットを受け取るとともに、本件ファンドは被告■■■の知り合いのトレーダーである■■■に運用させるほか、分散投資することによりリスクを軽減させる旨を聞いていた。また、被告DYKが月6%の配当等を受け取ることになっている旨を聞いていた。

本件ファンドの運用開始後、被告■■■は、被告■■■が作成する運用報告書を見て、その運用状況を確認したが、被告■■■から具体的な投資内容等の開示を受けていなかった。（甲全1，2の1・2，3の1・2，乙B24の1ないし6，被告■■■本人）

エ 被告■■■は、本件ファンド等の出資勧誘を開始した後、MITの熱心な参加者にその運営の手伝いを依頼するとともに、マニュアルを作成するなどして、新たな出資者の紹介や勧誘を依頼し、出資者を増大させた。その手法は、被告■■■，被告■■■等の新規顧客勧誘担当者において、「新宿夜カフェ会」，「株式投資入門勉強会」，「スカイラウンジパーティー」，「読書会」等と称するフロント交流会を企画・運営し、被告■■■が講師を務めるMITへの参加を促し、被告■■■が行う本件ファンドの商品説明会に誘導したり、個別に連絡を取るなどして本件ファンドを紹介・勧誘し、

成約に至らせるというものであった。そして、被告■■■■は、毎月末、新規顧客勧誘担当者を集めて納会と呼ばれる営業活動報告会を開催し、翌月の営業目標を確認するなどした。

被告A&Kは、平成24年7月頃以降、MITに勧誘された者が成約に至った場合、その勧誘をした者に対し、コミッション料（当該出資者の出資金の0.5%ないし1%程度）を支払うようになった。（甲全13ないし15、乙B27、28、被告■■■■本人、被告■■■■本人）

オ また、被告■■■■は、被告■■■■の勧誘に応じて本件ファンドに出資し、その配当金を受領していた原告■■■■（原告番号25）及び原告■■■■（同番号52）に対し、平成24年10月頃及び平成25年4月頃、確実に年2回、年5%の配当が受けられ、元本も償還するとして、被告A&Kの社債への投資を勧め、本件社債を購入させた。（甲個25の1.2、52の4.5・11）

カ 被告A&Kは、被告DYKより、平成26年2月まで上記イのコミッション料の支払を受け、また、同年3月にコミッション料を超える金額の送金を受けたが、同月中にこれを返金し、同年4月には被告A&Kの預金口座の残高はほとんどなくなった。

被告A&Kは、本件社債の配当金として、原告■■■■（原告番号25）に対しては平成25年10月31日を最後に、原告■■■■（同番号52）に対しては平成26年5月8日を最後に支払を停止し、休業状態となって、現在に至るまで本件社債の配当・償還を行っていない。（乙A6、乙B20の1.2、21の1ないし4、22の1ないし34）

(2)ア 被告■■■■の責任

(ア) 本件ファンド等

上記認定事実によれば、被告■■■■は、被告DYKの代理店となって本件ファンド等の出資勧誘を行うに際し、本件ファンドが月2.5%（年

30%) もの高利率の配当をうたうものであり、そのような配当が恒常的に可能となる事情は何ら見当たらないにもかかわらず、被告■■■■■に対し、本件ファンドの運用先や運用状況を具体的な資料をもって確認することなく、原告らに本件ファンドへの出資を勧誘していたこと、被告D YKが月6%もの配当を取得することを知っており、また、被告A&Kにおいても申込手数料の3分の2に加えて月2%という高額のコミッション料を受領していたことが認められ、これらの事実を照らすと、被告■■■■■は、被告■■■■■と共に、本件ファンドの分散投資が行われていないことを認識しながら、分散投資を行うなどと虚偽の事実を述べ、コミッション料を得る目的で、破綻することが明らかな本件ファンド等を高利率の配当が可能であるかのように装って、出資勧誘を行っていたものと認めるのが相当である。

したがって、被告■■■■■は、故意により違法な本件ファンド等を勧誘した者として、これにより出資に応じた者に生じた損害を賠償すべき義務を負うものというべきである。

(イ) 本件社債

また、本件社債の購入勧誘に関しても、上記認定事実によれば、被告A&Kは、本件ファンドの販売代理店となった以降、被告D YKから受領するコミッション料に依存した経営が行われていたのであるから、被告■■■■■は、本件ファンド等が破綻すれば、被告A&Kの事業自体も継続不能となることを十分認識し得たにもかかわらず、本件ファンドへの出資者が配当金を受領し、被告■■■■■の言を信じている状態を利用して、年5%の配当金の支払及び元本の償還が確実であると申し向けて、本件社債を購入させたものであり、本件社債の配当・償還がされなくなったことにつき少なくとも過失があるといえることができる。したがって、本件社債の購入勧誘に関しても、不法行為に基づく損害賠償責任を負うとい

うべきである。

イ 被告A&Kの責任

被告■は、被告A&Kの代表取締役であり、同社の職務を行うにつき、上記アの不法行為を行い、勧誘に応じた者らに損害を与えたと認められるから、被告A&Kは、会社法350条に基づき、その損害を賠償すべき責任を負う。

- (3) これに対し、被告A&K及び被告■は、被告■は、本件ファンドの運用には関わっておらず、その状況については被告DYKから報告を受ける立場でしかなかったこと、被告DYK作成の運用報告レポート等を確認していたこと等から、本件ファンドの運用に関する説明事項が虚偽であることの認識はなかったと主張し、代表者兼本人尋問において、同主張に沿う供述をする。

しかしながら、本件ファンドにおいて実際に分散投資が行われているかどうかは、顧客が投資のリスクを判断する上で重要な事実であり、このことは、被告■自身も認識していた旨供述している。そうであるにもかかわらず、被告■は、被告■に対する確認内容につき、被告■に根拠資料の提供を求めたものの、本件ファンドはブラックボックスだから開示できない旨回答され、その回答に特に疑念を感じなかったなどと供述している。このような被告■の供述は、到底信用することができない。

- (4) したがって、被告■は不法行為に基づき、被告A&Kは会社法350条に基づき、各自、本件ファンド等及び本件社債への出資者に生じた損害を賠償すべき責任を負う。

3 争点(3) (被告■, 被告■, 被告■及び被告■の不法行為責任) について

(1) 被告■の責任

ア 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 被告■は、平成22年頃被告■と知り合っテMITに参加し、平成23年頃からMITの運営の手伝いをしていた。(乙B28)

(イ) 被告■は、本件ファンドの募集が開始された平成24年4月1日前後に、被告■から本件ファンドの話聞き、本件ファンドの出資勧誘のためにMITの参加者を増やすことを依頼された。

そこで、被告■は、被告A&Kとの間で、口頭で業務請負契約を締結し、自らフロント交流会を主催するなどして、参加者をMITへ誘い、MITやその後開催される昼食会の参加者等に対し、本件ファンド等の出資勧誘を行うとともに、被告DYKの名刺を作成して本件ファンド等の契約締結業務を代行し、被告A&Kから、自らの勧誘により出資した者の出資金の1%のコミッション料を受け取るようになった。被告■が受け取ったコミッション料は、合計500万円程度である。(甲個9の3, 10の3, 乙B28, 被告■本人)

(ウ) 被告■は、MITの参加者等に対して本件ファンド等の説明をする際には、パンフレットを用い、分散投資をしてリスクを下げつつ収益を得ていると説明し、運用状況等につき、被告DYK作成の運用報告書の内容をそのまま説明したが、被告■や被告■から本件ファンド等の運用先や運用状況を具体的な資料をもって確認したことはなかった。(被告■本人)

(エ) なお、被告■は、平成24年10月及び同年11月に本件ファンドに各300万円の出資をした。(乙B4の1・2)

イ 上記認定事実によれば、被告■は、本件ファンド等への出資勧誘を自ら行ったほか、フロント交流会を主催するなどしてMITへの勧誘活動を行うことにより、被告■と共に本件ファンド等の出資勧誘を行ったものと認められる。

そして、本件ファンドが月2.5%(年30%)もの高利率の配当をう

たうものであり、かつ、出資者を紹介することにより自己にコミッション料が入る仕組みになっているものであることからすると、被告■は、本件ファンド等の出資勧誘を行うに当たっては、その説明内容に虚偽がないかを十分に調査確認すべき注意義務を負っていたというべきである。そうであるにもかかわらず、被告■は、被告■に依頼されるまま、パンフレットや運用報告書の記載内容の正確性について、何ら根拠に当たることなく、調査確認を行わずにその出資勧誘に協力していたものである。

そうすると、被告■は、過失により、被告■と共に違法な本件ファンド等を勧誘した者として、これにより出資に応じた者に生じた損害につき、不法行為（民法709条、719条）に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

被告■は、自らも本件ファンドに出資をしていることから、本件ファンド等につき虚偽の運用がされていることの認識がなく、過失もなかったなどと主張するが、上記主張事実があるからといって、上記過失を否定することはできない。

ウ 被告■に対して本件請求をしている原告らが主張する勧誘の時期及び内容のうち、原告■（原告番号35）の主張事実以外は、争いが無い。

また、原告■（原告番号35）は、平成25年4月頃、MITに参加し、被告■からD2ファンドの出資勧誘を受けたと主張しているところ、証拠（甲個35の5）及び弁論の全趣旨によれば、被告■は、平成25年4月頃開催の勉強会において、同原告に対し、「僕もやっているし、やっている人はみんな元をとっているからいいファンドだよ。」などと述べ、本件ファンドへの出資を勧めたことが認められる。

したがって、被告■は、上記原告らに対し、上記イの損害賠償責任を負うものと認められる。

(2) 被告■■■■の責任

ア 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 被告■■■■は、平成24年6月頃、被告■■■■に紹介されてMITに参加するようになり、同年7月頃、MITの延長として開かれた被告DYKの商品説明会で被告■■■■から本件ファンドを勧められた。被告■■■■は、本件ファンドについて、4種類の分野の商品に分散投資を行うことにより、全体的な投資リスクを下げ、安定的に最大月2%の配当利益を出すことを目標としていると聞き、平成25年6月までに、本件ファンドに総額500万円を出資した。(乙B5の1ないし4, 30)

(イ) 被告■■■■は、平成25年2月頃、被告■■■■に対し、MITの運営の手伝いを申し出、MITの運営補助やMITへの勧誘活動を行うようになり、自己が紹介した者が本件ファンドに出資した場合、被告A&Kから、出資額に対する月1%のコミッション料を受け取るようになった。被告■■■■が受領したコミッション料は、合計80万円程度である。(乙B30)

(ウ) さらに、被告■■■■は、平成25年10月、被告A&Kの社員となり、コミッション料ではなく給料を受領して、新規に展開することとなった大阪支店の支店長となり、セミナーを開催するなどして本件ファンドの出資勧誘及び契約締結業務を行った。(甲全11の6の1, 乙B30)

(エ) 被告■■■■は、被告DYK作成の運用報告書の内容と配当結果から、本件ファンドの運用に問題はないと考えており、セミナー等の参加者に対しては、被告■■■■からの説明内容をそのまま伝え、本件ファンドが分散投資によりリスクを低減させているなどと説明していた。(乙B30)

イ 上記認定事実によれば、被告■■■■は、平成25年2月以降、MITへの勧誘活動を行うことにより、被告■■■■と共に本件ファンドへの出資勧誘を行った上、同年10月以降は自らも本件ファンドの出資勧誘を行ったもの

と認められる。そして、本件ファンドが月2.5%（年30%）もの高利率の配当をうたうものであり、かつ、出資者を紹介することにより自己にコミッション料が入る仕組みになっているものであることからすると、被告■は、その出資勧誘を行うに当たっては、本件ファンドの説明内容に虚偽がないかを十分に調査確認すべき注意義務を負っていたというべきである。そうであるにもかかわらず、被告■は、被告■の説明を安易に信じ、本件ファンドのパンフレットや運用報告書の記載内容の正確性について、何ら根拠に当たることなく、調査確認を行わずに、その出資勧誘を行っていたものである。

そうすると、被告■は、平成25年2月以降、過失により、被告■と共に違法な本件ファンドの勧誘を行っていたものであり、これに応じて出資をした者に生じた損害につき、不法行為（民法709条、719条）に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

なお、被告■も、自ら本件ファンドに出資をしていることを主張するが、上記主張事実があるからといって、上記過失を否定することのできないことは、被告■と同様である。

ウ 被告■に対して本件請求をしている原告らの主張する勧誘の時期及び内容のうち、原告■■■■（原告番号23）以外の原告らの主張事実は、争いがなく、被告■は、上記原告らに対し、上記イの損害賠償責任を負うものと認められる。

他方、原告■■■■（同番号23）は、平成24年7月頃、被告■からD2ファンドの出資勧誘を受けたと主張するが、被告■が被告■と共に本件ファンドの出資勧誘を行うようになったのは、平成25年2月頃からであり、上記主張事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、原告■■■■（同番号23）の被告■に対する請求は、理由がない。

(3) 被告■の責任

ア 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 被告■は、平成22年9月頃から、MITに参加するようになり、平成24年6月頃から、被告■に依頼され、MITへの勧誘活動を開始した。(乙B31, 被告■本人)

(イ) 被告■は、平成24年10月頃、MITのランチ会で、被告■から、被告A&Kが代理店として紹介する商品である本件ファンドを紹介され、本件ファンドについて、FXのほか、株式、債券、不動産といった複数の種類に投資するものであり、トレーダーと直結しているので高配当が出せるという話を聞いた。被告■は、本件ファンドの配当率の高さに魅力を感じ、平成25年10月までに、本件ファンドに総額500万円を出資した。(乙B9の1ないし3, 31, 被告■本人)

(ウ) 被告■は、本件ファンドのことを知った後、自ら「■会」と称するフロント交流会を主催したり、「株式投資入門勉強会」で講師を務めるなどして、参加者にMITへの勧誘や本件ファンドの出資勧誘を行い、被告A&Kからコミッション料を受け取るようになった。被告■が受け取ったコミッション料は、合計300万円程度である。

被告■は、上記勧誘を行うに当たっては、被告■から聞いた本件ファンドの内容をそのまま参加者に伝えていた。(甲個1の7, 17の6, 70の4, 乙B27, 31, 被告■本人)

イ 上記認定事実によれば、被告■は、平成24年10月頃以降、フロント交流会を開催するなどしてMITへの勧誘活動を行うことにより、被告■と共に本件ファンドへの出資勧誘を行ったものと認められる。そして、本件ファンドが月2.5% (年30%) もの高利率の配当をうたうものであることからすると、被告■は、その出資勧誘を行うに当たっては、本件ファンドの説明内容に虚偽がないかを十分に調査確認すべき注意義務を負っていたというべきである。そうであるにもかかわらず、被告■は、

MITなどで被告■■■■から聞いた本件ファンドの運用内容等について何ら調査確認することなく、その出資勧誘を行っていたものである。

そうすると、被告■■■■は、平成24年10月以降、自ら又は被告■■■■と共に、その説明内容とは異なる運用が行われており破綻必至の本件ファンド等の出資勧誘を行っていたものであり、これに応じて出資をした者に対し、過失によって損害を生じさせたものとして、不法行為(民法709条、719条)に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

なお、被告■■■■も、自らも本件ファンドに出資をしていることを主張するが、上記主張事実があるからといって、上記過失を否定することのできないことは、被告■■■■と同様である。

ウ 被告■■■■に対して本件請求をしている原告らの主張する勧誘の時期及び内容のうち、原告■■■■(原告番号17)、原告■■■■(同番号70)、原告■■■■(同番号74)及び原告■■■■(同番号81)の主張事実は、争いがない。

また、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告■■■■(同番号24)は、被告■■■■から本件ファンドの出資勧誘を受けたこと(甲個24の6、乙B31、被告■■■■本人)、原告■■■■(原告番号1)は、被告■■■■が主催するフロント交流会等に参加し、平成25年11月頃、被告■■■■から、「D2ファンドの枠が埋まりそうです。これまでもちゃんと運用しているし、リスクも少ない。早い者勝ちですよ。」などとD2ファンドへの出資を勧誘されたこと(甲個1の7)、原告■■■■(原告番号73)は、平成25年9月頃、被告■■■■から、「お金の知識を付けたくありませんか？」などとMITへの参加を勧誘されたこと(甲個73の3)、原告■■■■(同番号78)は、ビジネススクールの仲間である被告■■■■からMITに勧誘され、本件ファンドの出資勧誘を受けたこと(甲個78の6、乙B31)、そして、上記原告らは、被告■■■■から上記勧誘を受けた後、本件フ

ファンドに出資したことが認められる。

したがって、被告■■■■は、上記原告らに対し、上記イの損害賠償責任を負うものと認められる。

(4) 被告■■■■の責任

ア 原告■■■■ (原告番号6)

証拠(甲全11の7, 16, 甲個6の1ないし3)及び弁論の全趣旨によれば、被告■■■■は、MITの運営の補助を行い、被告DYKの従業員の名刺を作成して、MITの参加者らに本件ファンドの出資勧誘を行っていたこと、原告■■■■ (原告番号6)は、平成24年4月頃、カフェ会で被告■■■■からMITに誘われ、MITに参加したところ、本件ファンドの出資勧誘を受け、本件ファンドに出資したことが認められる。

そして、本件ファンドが月2.5%(年30%)もの高利率の配当をうたうものであることからすると、被告■■■■は、本件ファンドの出資勧誘を行うに当たっては、本件ファンドの説明内容に虚偽がないかを十分に調査確認すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、その義務を怠り、被告■■■■と共に、原告■■■■ (原告番号6)に対して本件ファンドを勧誘し、上記出資をさせたものと認められ、同原告に対し、少なくとも過失によって損害を生じさせたものとして、不法行為(民法709条, 719条)に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

イ 原告■■■■ (原告番号52)

証拠(甲個52の1ないし11)及び弁論の全趣旨によれば、原告■■■■ (原告番号52)は、被告■■■■から勧誘を受け、平成24年4月及び同年6月に本件ファンドに出資したこと、平成25年4月、D2ファンド概要説明会で、被告■■■■から説明を受け、配当金の振込もされていたことから、その後自ら被告■■■■に追加出資の連絡をし、追加出資を行ったことが認められ、上記概要説明会後の情報交換会の際、被告■■■■とも雑談をし

たことは認められるもの、上記事実関係の下では、被告■が被告■に対する本件ファンドの出資勧誘に関与したとまでは認められない。

したがって、原告■(原告番号52)の被告■に対する請求は、理由がない。

4 争点(4) (原告らに生じた損害の額及び過失相殺) について

(1) 前記前提事実(4)ア及び(5)アによれば、原告らは、被告らの出資勧誘により、それぞれ別紙請求額・認容額一覧表「原告の請求」、 「損害額」欄記載の損害を被ったことが認められる。

(2) 前記前提事実(4)イ及び(5)イのとおり、原告らは、本件ファンド等及び本件社債につき配当金等を受領しているところ、原告らは、これらは被告らが詐欺の手段として配当金等名下に支払ったものであるから、損益相殺等の対象として控除することは民法708条の趣旨に反するものとして許されない旨主張する。

しかしながら、前記認定の原告らによる不法行為の態様及び本件ファンド等が破綻に至った経過に照らせば、被告■及び被告■は、当初より本件ファンド等及び本件社債を一定期間存続させ、その間、出資者に対して配当や償還を行うことを予定しており、それを停止した時点の差額を騙取する意図で本件ファンド等及び本件社債の出資勧誘を行っていたものと認められること、原告らが受領した配当金等は、平均して出資金等の7分の1程度であり、出資金等の6割近くの返還を受けている者もあることからすると、原告らが配当金等の受領により得た利益は、不法原因給付によって生じたものとみるべきではなく、これを原告らの出資金等の額から控除するのが相当である。

(3) そうすると、原告らに生じた損害の額は、別紙請求額・認容額一覧表「原告の請求」、 「損害額」欄記載の金額から、同表「裁判所の判断」、 「配当金等」欄記載の金額を控除した「損害額」欄記載の金額に、相当因果関係の

ある弁護士費用としてその1割である「弁護士費用相当額」欄記載の額を加えた額であると認められる。

そして、原告らは、分離前の被告[]から受領した和解金につき、損害のてん補を受けたものとしてこれを損害額に充当しているのので、これを上記の損害の額から控除すると、被告らが原告らに対して賠償すべき損害額は、同表「認容額」欄記載のとおりとなる。

- (4) 被告A&Kらは、原告らが金融商品について一定程度の知識等を有しており、本件ファンドが破綻必至のものであるとすれば原告らにも損害の発生につき過失があるとして、過失相殺がされるべきであると主張する。

しかし、故意に原告らに損害を与えた被告[]及び被告DYK、被告[]及び被告A&Kとの間においては、損害の公平な分担という観点から原告らにおいて甘受すべき点があるとは認められない。また、過失によって原告らに損害を生じさせたその余の被告らについても、コミッション料を得る目的で出資勧誘活動を行うことにより、被告[]及び被告[]による詐欺行為を幫助した者であることからすると、原告らに生じた損害の全額につき上記被告らと連帯してその賠償義務を負わせることが公平を失するということができない。なお、原告らの中には、本件ファンドの出資勧誘をすることによりコミッション料を受領した者がある（前記前提事実(4)イ)ものの、その者らは、出資勧誘を受けた者との関係において責任を負うことがあるとしても、被告らとの間で、そのことを理由に被告らの責任を減少させる理由にはならないというべきである。

したがって、過失相殺をすべき理由はない。

第4 結論

以上の次第で、主文のとおり判決する。なお、被告A&Kらの仮執行の免脱宣言は、相当でないからこれを付さない。

東京地方裁判所民事第17部

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99

裁判長裁判官 中 村 さ と み

5

裁判官 吉 村 弘 樹

10

裁判官 吉 原 裕 貴